



こんにちは(^ o ^)

居宅介護支援事業所『ケアプランセンターなごみ』です。

寒さも和らいで、春の陽気も感じられるようになってきました。やっと雪国の人たちが待ち望んだ春がやってきますね。

前回までは『介護保険を利用した住宅改修』についてご紹介しましたが、

今回は『**特定福祉用具購入**』についてご紹介していきます。



特定福祉用具購入とは、利用者の方が可能な限り自立した日常生活を送れるよう、入浴や排泄等、貸与になじまない福祉用具を購入できるサービスです。

福祉用具を利用する事で日常生活を過ごしやすくし、[ご本人や家族の負担軽減を目的](#)としています。

それではまず最初に「良く質問を受ける内容」からご紹介します。

疑問 1：どんな物が購入出来るの？

答え：腰かけ便座、入浴補助用具（シャワーチェア・浴槽
用手すり・浴槽台・入浴台・簡易浴槽等）、自動排泄
処理装置の交換可能部品、移動用リフトの吊り具部
分などです。



疑問 2：購入できる人はどんな人？

答え：介護保険で、要支援 1.2、要介護 1～5の認定を受
けた方。また、在宅の人のみ対象で、介護保険施設
やグループホーム・介護付き有料老人ホームに入所
されている方は対象外となります。



疑問3：自己負担の費用はどの位かかるの？

答え：特定福祉用具購入を利用した際の自己負担は、人それぞれ違います。購入費用の自己負担割合は、毎年市から8月に郵送される負担割合証に記載されています。



例えば・・・



シャワーチェアを特定福祉用具購入で購入したとします。

シャワーチェア：40,000円（※金額はあくまで目安です）

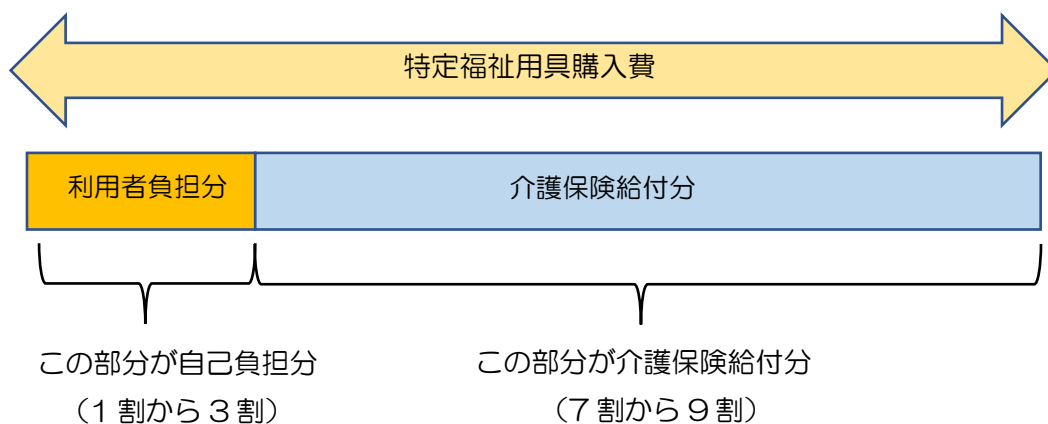
利用者負担分（負担割合が1割の方）：4,000円

介護保険給付：36,000円

この場合、一割負担の方は自己負担金額が4,000円ですが、二割負担の方は8,000円、三割負担の方は12,000円となります。（負担限度額は本人の収入で決められています）



～個人と保険給付の負担割合を図にするとこんな感じです～



！ここに注意！

- ① 特定福祉用具を購入し介護保険給付を受ける場合は、居住する市町村に対して申請書等の提出が必要です。
- ② 特定福祉用具を購入する場合は、県より福祉用具販売の指定を受けた事業者からと決められています。
- ③ 料金の支払いは基本的に償還払いとなります。（一度全額支払いをした後、自己負担分を差し引いた金額が支払われます）
- ④ 保険対象外の購入費は給付費の支払いは出来ません。また、販売事業者へ代金を支払ってから2年が経過すると保険請求出来なくなります。
- ⑤ 福祉用具購入の限度額は毎年4/1～翌年3/31の一年間で合計10万円と決められています。



それでは、次回は『特定福祉用具購入の申請から支払いまで』を詳しくご紹介します。

最後まで読んでいただきありがとうございました。

